　　　　　　　　　　　　 　　別紙 4

「緑の雇用」事業における研修生の年齢に関する取扱い

R8年度事業における研修生の要件に係る年齢については、以下のとおり取り扱う。

1. 研修生の要件に係る年齢は、研修を始める年度の４月１日時点の満年齢とする。

（１）定年退職制度（※1）がある場合、研修修了後定年までに５年以上就業できる年齢であることについては、各研修を始める年度の４月１日時点で、定年から５歳差し引いた年齢未満であること。

例１：定年が７０歳となっている場合は６５歳未満とする。

例２：定年が６５歳となっている場合、６０歳未満とする。（※2）

例えば定年が６５歳の場合、ＦＷ１を５９歳で開始し、ＦＷ２を行う年度の４月１日時点で６０歳の場合は、実施要領の規定の要件を満たさない（定年まで５年以上就業できない）ため、研修の資格を有さず、ＦＷ２の研修は受講できないこととなる。

※1 「再雇用」に関する規程(就業規則等で就業終了年齢)があり、ここで再雇用期間を含めて５年以上就業できることが確認されれば、これを適用する。

※2 例えばＦＷ１を５９歳で開始し、ＦＷ２を行う年度の４月１日時点で６０歳の場合は、実施要領の要件を満たさない（定年まで５年以上就業できない）ため、研修の資格を有さず、ＦＷ２の研修は受講できないこととなる。

（２）定年退職制度がない場合あるいは定年退職後の再雇用について就業規則等(就業終了年齢)に定めがない場合は、研修修了後７０歳までに５年以上就業できる年齢であること。

(研修を始める年度の４月１日時点で、６５歳未満であること。)

1. 役員の定年は、従業員の定年を準用できることとする。